

個 情 第 90 号
医政発 0213 第 6 号
薬生発 0213 第 1 号
老 発 0213 第 2 号
平成 30 年 2 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)が訂正されたことに伴い、ガイダンスの一部を下記のとおり訂正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内の保健所設置市、特別区等に対しても、併せて周知願います。



記

1 ガイダンスの一部訂正について

ガイダンスについて、別添1の正誤表のとおり一部訂正を行い、別添2のとおりとすること。

2 訂正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則が別添3のとおり訂正されたことに伴い、ガイダンスの「Ⅱ 用語の定義等」の「2. 個人識別符号（法第2条第2項）」及び「3. 要配慮個人情報（法第2条第3項）」中の引用条文の訂正を行う。



(別添 1)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
8 ページ Ⅱ 用語の定義等 2. 個人識別 符号（法第 2 条第 2 項） 規則第四条引 用部分	一 健康保険法施行規則（大正 1 5 年内務省令第 3 6 号） <u>第四十七条第 一項及び第二項</u> の被保険者証の記 号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則（大正 1 5 年内務省令第 3 6 号） <u>第四十七条第 二項</u> の被保険者証の記号、番号及び 保険者番号
	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行 規程</u> （昭和 3 7 年総理府・文部省・ 自治省令第 1 号）第九十三条第二項 の組合員証の記号、番号及び保険者 番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和 3 7 年総理府・文部省・自治 省令第 1 号）第九十三条第二項の組 合員証の記号、番号及び保険者番号
	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行 規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者 証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の 記号、番号及び保険者番号
	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行 規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者 証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の 記号、番号及び保険者番号
	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行 規程</u> 第一百七十六条第二項の船員組合 員証及び船員組合員被扶養者証の記 号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第一百七十六条第二項の船員組合員証 及び船員組合員被扶養者証の記号、 番号及び保険者番号
1 0 ページ Ⅱ 用語の定義等 3. 要配慮個人 情報（法第 2 条第 3 項） 規則第五条引 用部分	三 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）にいう精神障害（発達障害者 支援法（平成 1 6 年法律第 1 6 7 号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を 含み、前号に掲げるものを除く。）	三 精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）にいう精神障害（発達障害者 支援法（平成 1 6 年法律第 1 6 7 号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を 含み、前号に掲げるものを除く。）

(別添3)

個人情報保護法施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の訂正箇所

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
第四条 第一号	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号	一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十五号	十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号	十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十六号	十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十七号	十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号	十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
第四条 第十八号	十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号	十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
第五条 第三号	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）	三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）